

平成 19 年 4 月 11 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
日本ビルファンド投資法人
代表者名 執行役員 阿部 定文
(コード番号 8951)
投資信託委託業者名
日本ビルファンドマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 西山 晃一
問合せ先 投資本部セブネルマネジャー 富樫 烈
(TEL. 03-3281-8810)

投資信託委託業者における業務の方法の変更の認可申請に関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者である日本ビルファンドマネジメント株式会社（以下、「資産運用会社」といいます。）において、平成 19 年 4 月 11 日に取締役会を開催し、金融庁に対し「投資信託及び投資法人に関する法律」第 10 条の 2 に基づく業務の方法の変更にかかる認可申請を行うことを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 資産運用会社の業務の方法の変更内容

資産運用会社が運用を行う資産の種類について、不動産等に付随して取得する可能性のある著作権、動産を追加したほか、字句の修正を行います。

また、資産運用会社の経理処理の準拠する法令が商法から会社法へ変更になりましたので、必要な字句の修正を行います。

2. 変更理由

株式会社東京証券取引所が定める「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例」の一部改正等に伴い、不動産等に付随して取得する可能性のある著作権、動産を資産運用会社が運用を行う資産の種類に追加するとともに、本投資法人の規約改正に伴う記載の統一や、会社法の施行に伴う字句修正等を行うため、業務の方法の変更の認可申請を行うものです。

3. 認可申請日

平成 19 年 4 月 11 日

4. 今後の見通し

本投資法人の第 12 期（平成 19 年 6 月期）の運用状況への影響はなく、業績予想の修正はありません。

以 上

本資料は、兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会に配布しております。